

東彼杵町庁舎等 9 施設の電力供給に係るプロポーザル実施要項

1 概要

東彼杵町では、電力自由化に伴い平成 29 年 4 月から東彼杵町庁舎等主要な 9 施設についての電力供給先を P P S 事業者に変更し電気料金の削減を図っているが、平成 31 年 3 月末で丸 2 年となることから、平成 31 年 4 月からの東彼杵町庁舎等 9 施設の電力供給について、電気使用料の削減、安定供給等、総合的な観点から、改めて電力供給事業者を選定しようとするものである。

2 対象施設

- (1) 需要場所 東彼杵町役場等 9 施設 別紙 1 のとおり
- (2) 用 途 官公署（事務所）他 別紙 1 のとおり

3 仕様

- (1) 供給電気方式等 別紙 1 のとおり
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 別紙 2 のとおり
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 別紙 2 のとおり
年間の使用電力量見込み。ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。
- (3) 供給期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（2 年間）
- (4) 供給地点
一般送配電事業者の電線路又は引込線と東彼杵町所有の電気設備との接続点。
- (5) 電気工作物の財産分界点 供給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点 供給地点に同じ。
- (7) その他
力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び要項に定めのないその他の供給条件については、東彼杵町管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

4 積算方法

- (1) 金額の算定に当たっては、施設ごとの月額基本料金単価及び電力量料金単価を定め、別紙 2 に示した予定契約電力及び予定使用電力量により、1 年間の金額を算定

し、全施設の合計額を算出すること。

- (2) (1) の単価には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。また、力率100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とすることを留意すること。

- (3) 電気料金の外に別途費用が必要となる場合には、当該経費も含めること。
(4) 総額の算出基礎として、任意様式による内訳書を作成し、添付すること。
(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、施設ごとの合計額の端数は小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

5 電力量の検針及び請求方法

- (1) 電力量の検針方法は、事業者の提案による。

- (2) 電気料金は、1月ごとに電力供給会社から請求するものとする。

なお、電気料金は施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨て、財政管財課に提出するものとする。

- (3) 電気料金の外に発生する経費は、1月ごとに事業者から請求するものとする。

6 スケジュール

募集要項公表 平成30年10月 1日 (月)

質問の受付 平成30年10月 1日 (月)～平成30年10月10日 (水)

質問の回答 平成30年10月15日 (月) (予定)

提案書受付 平成30年10月 1日 (月)～平成30年10月26日 (金)

選定審査

書類審査 平成30年11月上旬 (予定)

プレゼンテーション審査 平成30年11月16日 (金) (予定)

結果通知 平成30年11月下旬 (予定)

契約締結 平成30年12月 (予定)

準備工事等 平成30年12月～平成31年3月

供給期間 平成31年 4月 1日～平成33年 3月31日

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東彼杵町競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下「登録小売電気事業者」という。）又は、登録小売電気事業者からの電力供給を仲介するエネルギー・サービス・プロバイダー事業者（以下「ESP事業者」という。）であること。
- (5) 登録小売電気事業者にあつては、本プロポーザルにおいて、ESP事業者から電力供給の仲介を受ける者でないこと。
- (6) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (7) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 直近2年度分の町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 事業者の役員等が、東彼杵町暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第35号）第2条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

- ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

8 応募方法

(1) 提案書受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 平成30年10月 1日（月）～平成30年10月26日（金）17時必着
- イ 提出方法 持参または郵送
- ウ 提出先 〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6
東彼杵町役場財政管財課財政係

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入又は複数枚に分けて記入すること。

また、E S P事業者が応募する場合は、イ、ウ、オ、カ、キ、ク及びケについて、E S P事業者及び仲介する登録小売電気事業者の双方分を提出すること。

- ア 東彼杵町役場等9施設の電力供給に係る提案書（様式第1号）
- イ 事業者概要書（様式第2号）
- ウ 直近2事業年度分における決算に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- エ 総電気料金算出表及び算出基礎となる内訳表（任意様式）
- オ 登録小売電気事業者であることを証する書類の写し
- カ 納税証明書
直近2年度分の東彼杵町に納付すべき法人町民税、固定資産税の納税証明書（東彼杵町に対する納税義務のない者にあつては、直近2事業年度分の法人税の納税証明書）並びに直近2事業年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書。
- キ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第3号）【両面】
- ク 役員一覧表（様式第4号）
- ケ 法人登記簿謄本の写し

(3) 提出部数

上記（2）の提出書類は、正1部、副6部ずつ提出すること。

9 質疑応答

(1) 質問受付期間及び質問方法

- ア 受付期間 平成30年10月 1日（月）～平成30年10月10日（水）17時必着
- イ 質問方法 任意様式により電子メールで提出すること。

ウ 提出先 東彼杵町財政管財課財政係
E-mail : zai@town.higashisonogi.lg.jp

(2) 回答

提出された質問への回答は、質問者あて電子メールで回答するほか、町のホームページで公表する。

10 事業者選定方法

(1) 決定までの流れ

町が設置する電力供給事業者選定委員会による審査結果に基づき、最優秀提案者を選定し、電力供給契約を締結する。

(2) 審査方法

選定審査は書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階審査とする。応募者多数の場合は、書類審査により3者程度をプレゼンテーション審査へ進む応募者として選定する。

(3) 審査基準

審査する際の基準は、事業者の遂行能力、価格、その他の優位性等を総合的に判断する。

(4) 審査結果の通知

各審査の結果については、各審査の審査対象となった提案者全員に通知するものとする。

(5) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

ウ 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、電力供給の履行が困難であると町長が判断したとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと町長が判断したとき。

オ 事業者が、「7応募資格」に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。

(6) その他

ア 上記(5)により事業者としての決定を取り消した場合は、次点者を繰り上げて選定するものとする。

イ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募に関し提出された書類は、一切返却しないものとする。

11 担当窓口

東彼杵町財政管財課財政係

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6

E-mail : zai@town.higashisonogi.lg.jp

電 話 : 0957-46-1205 (直通)

F A X : 0957-46-1152